

改正

平成22年10月1日規程第21号  
平成25年3月15日規程第2号  
平成26年2月26日規程第2号  
令和元年10月1日規程第26号

奈井江町広報紙広告掲載に関する基準

(趣旨)

**第1条** この基準は、奈井江町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成19年訓令第6号）の規定に基づき、奈井江町広報紙（以下「広報紙」という。）の広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

**第2条** 広告の掲載位置は、広報紙の裏面及び中面とする。

(掲載規格)

**第3条** 掲載規格は、次のとおりとする。

区分	規格
半枠	縦45ミリメートル、横88ミリメートル
1枠	縦45ミリメートル、横180ミリメートル

(掲載期間)

**第4条** 広告を掲載する期間は、次のとおりとする。

- (1) 裏面 1ヵ月単位とし、年度内で最長12ヵ月とする。
- (2) 中面 1ヵ月単位とし、年度内で最長4ヵ月とする。

(掲載募集枠等)

**第5条** 広報紙ごとに掲載する広告の枠数は、最大で裏面半枠10枠、中面半枠4枠とする。

2 裏面半枠の申込数が8枠以下で、かつ、1枠の申込がある場合は、1枠で掲載するものとする。

(広告掲載の申し込み)

**第6条** 広告掲載希望者は、次項に規定する場合を除き、掲載しようとする広報紙の発行日前20日までに奈井江町有料広告掲載申込書を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前月（年度内に限る。）から継続して申し込む場合は、奈井江町有料広告掲載申込書によらず、文書、電子メール又はファックスにより継続の旨を申し出ることができる。この場合において、継続の申出は、できるだけ速やかに行うものとする。

(掲載料)

**第7条** 掲載料は、次の額に消費税及び地方消費税の合計額に相当する額（消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条の規定により算出される額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出される額を合わせた額という。）を加算した額（その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）により算出した額とする。

区分	掲載料
半枠	月額2,858円
1枠	月額4,761円

(その他)

**第8条** この基準に定めるもののほか必要とする事項は、別に定めるものとする。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年10月1日規程第21号)

- 1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、施行日以後の申込みに適用する。

**附 則** (平成25年3月15日規程第2号)

この規程は、平成25年3月15日から施行する。

**附 則** (平成26年2月26日規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
(料金の適用に関する経過措置)
- 2 改正後の奈井江町広報紙広告掲載に関する基準第7条の規定は、平成26年5月1日以降の掲載料から適用し、平成26年4月における料金については、なお従前の例による。

**附 則** (令和元年10月1日規程第26号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。  
(料金の適用に関する経過措置)
- 2 改正後の奈井江町広報紙広告掲載に関する基準第7条の規定は、令和元年11月1日以降の掲載料から適用し、令和元年10月における料金については、なお従前の例による。

**附 則** (令和4年8月1日規程第 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。